

行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



令和6年4月2日付けで請求され、同月4日付けで受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案
説明資料(令和6年2月 国土交通省住宅局)

〔請求文書名：内閣法制局説明用資料(*) (住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案 [令和6年])〕

2 不開示とした部分とその理由

- ・開示する行政文書のうち、将来的に定めることを予定している情報(9、24~29、32、33、35~39、45、46、60、71、72、77~80、82、110、112、123頁)については、国の機関の内部における検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法第5条第5号の規定により当該情報が記載されている部分を不開示とした。

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

※また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)